

国内バイヤーを招聘した県産品商談会開催業務委託仕様書

1 目的

県内事業者の販路開拓・拡大を支援するため、卸、百貨店、スーパーなどの国内のバイヤー等を県内に招聘し、県内事業者との商談の機会を創出する。

2 業務の名称

国内バイヤーを招聘した県産品商談会開催業務

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 具体的な委託内容

県内の会場に、卸、百貨店、スーパーなどの国内のバイヤー等を招聘し、県内事業者の商談の機会を創出するとともに、事前研修会や商談後フォローアップの実施を通じた事業者の商談スキルアップを図る。

5 県内における商談会の開催

商談会の開催にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) バイヤー等の招聘、会場の確保や装飾、県内事業者への案内等、商談会開催に必要な準備は受託者が実施すること。
- (2) 商談会会場については、バイヤー宿泊地からのアクセスや県内事業者の駐車場確保に留意し、宮崎市内から選定すること。
- (3) 商談会の日数は計2日以上とし、県内事業者は概ね80事業者以上が参加できるようにすること。
- (4) バイヤー等は全国各地から様々な業種で活躍する35名程度を招聘すること。
- (5) 開催時期は、バイヤー等が商品入替えを実施する前など、多数のバイヤーを招聘できる効果的な時期として、10～11月とすること。また、県内外の大規模商談会開催日との重複を避けること。
- (6) 商談会に参加する県内事業者に対し、事前説明会や商談後の個別フォローアップを実施すること。
- (7) 商談会直後に、県内事業者やバイヤー等を対象に、商談会開催に関するアンケート調査を実施すること。また、県内事業者を対象に、商談会終了直後及び3か月後に商談件数や見込み金額等の調査を実施すること。
- (8) 商談会参加事業者の公募にあたっては、県が運営する県産品商談サイト「ひなたバイヤーズナビ」を活用し、サイト登録者の増加に資すること。

6 留意事項

業務全体にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 4の各委託内容が連動性、繋がりを持った形に工夫すること。
- (2) 農林水産物については、宮崎県内で生産、収穫されたものであること。
- (3) 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については、以下のいずれかに該当すること
 - ① 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
 - ② 県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを明示して、主に県内で販売しているもの
 - ③ 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
- (4) その他、本県の認知度・好感度及びブランド力向上等に寄与すると判断されるものについては、県産品として扱うことができるものとする。
- (5) 県では当業務のほか、バイヤー等向けの各施策の展開を計画しており、県からの指示を踏まえ、これらの施策と連動した取組を展開すること。
- (6) 委託内容の実施においては、費用対効果、法令や環境、安全に配慮した提案に努めること。

7 成果品等の提出

委託締結時に、業務委託契約書に定める国内バイヤーを招聘した県産品商談会開催業務委託仕様書に基づき、令和8年3月31日（火）までに成果品等の必要書類を提出すること。

8 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

9 その他

- (1) 成果品等についての権利は、県に帰属する。
- (2) 成果品等についての電子データは、県へ提出する。